

【平成28年熊本地震で被災した分譲マンションを対象に専門家による無料の対面相談を実施します】

被災分譲マンションについての弁護士・建築士による専門家相談

(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、平成28年熊本地震で被災した分譲マンションの管理組合等からの再建・補修に関する合意形成や法制度等についてのご相談に対応するため、熊本県弁護士会と連携し、『被災分譲マンションについての弁護士・建築士による専門家相談』を次のとおり実施します。(費用は無料です)

■取り扱うご相談

・平成28年熊本地震で被災した分譲マンション(以下「被災分譲マンション」といいます。)の再建・補修に関するご相談

(例1)「被災分譲マンションの再建に向け、管理組合としては建替えも視野に入れた検討を行いたい。建替えや大規模改修の法制度や手続について教えてほしい。」

(例2)「被災分譲マンションの補修に着手したいが、専有部分の他に共用部分にも被害が出ており、個人では対応しきれない。どうすればよいか。」

(例3)「被災分譲マンションの法律的な問題と建築技術的な問題について、同時に聞いてほしい。」

■面談を担当する専門家

・マンション関連の法制度等に関する知見を有する弁護士及び建築士(熊本県弁護士会住宅紛争審査会所属)

■面談の日時と場所(事前のご予約が必要です)

【日時】

ご希望を伺い日時を調整します。(具体的日時は、熊本県弁護士会から架電します。)

【場所】

熊本県弁護士会館(マンションの集会室等でのご相談にも日時調整の上で対応する予定です。)

・住所:熊本市中央区京町1丁目13-11

・アクセス:JR上熊本駅下車徒歩15分、市電「市役所前」下車徒歩15分、バス「裁判所前」下車徒歩1分

■ご予約方法など

①下記の「住まいるダイヤル」までお電話のうえご予約ください。

②面談当日は、物件概要・写真・図面・管理規約など、被災分譲マンションの現況が分かる資料をできるだけお持ちください。

【お問い合わせはこちらまで】



住まいるダイヤル((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口)

電話番号:0570-016-100(PHSや一部のIP電話の場合は、03-3556-5147)

相談時間:10:00~17:00(土日祝日を除く)